平成２５年（フ）第６５１０号
東京都江戸川区南葛西３丁目16―１―216
破産者　石井トキエ
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５２２号
東京都足立区西新井栄町１丁目18―11―1101
破産者　頼國　達義
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５２８号
東京都練馬区東大泉１丁目20―31
破産者　岩崎　光広
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５３０号
東京都杉並区下井草３丁目６―15―104
破産者　中島　重治
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５９１号
千葉県千葉市中央区松ケ丘町394
破産者　藤田　茂男
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６１４号
東京都板橋区板橋１丁目31―11―401
破産者　宇野　憲一
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６２８号
東京都世田谷区代田４丁目８―22、開始決定時の住所東京都杉並区久我山５丁目11―18―303
破産者　岩崎久美子
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６５０号
神奈川県相模原市南区上鶴間２丁目14―４　２Ｆ
破産者　池田　勝義
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６７８号
東京都品川区小山台１丁目12―９―305
破産者　平田　鉄雄
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６８２号
東京都台東区谷中３丁目19―２　３Ｆ
破産者　八巻　理恵
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７０３号
東京都墨田区横川４丁目１―18―302
破産者　塚田勢津子
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７０４号
神奈川県川崎市川崎区大師駅前１丁目16―７―1114
破産者　塚田　博康
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７０５号
東京都墨田区横川４丁目１―18―302
破産者　塚田　　隆
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７１２号
東京都立川市錦町２丁目６―12―304
破産者　牧野　大輔
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７１４号
神奈川県横浜市港南区笹下１丁目４―43
破産者　清野　克也
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７１５号
東京都大田区西糀谷３丁目７―８―302
破産者　濱道　　翼
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７２３号
神奈川県横浜市青葉区藤が丘１丁目６―85　ライオンズヒルズ藤が丘壱番館104
破産者　勝野　裕子
1　決定年月日　平成25年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２２号
仙台市泉区泉ケ丘４丁目16番37号
破産者　有限会社ドリームズ
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
仙台市宮城野区岩切字青津目３番地の９
破産者　ブレ・ド・ジャルダン株式会社
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４６３号
さいたま市西区大字二ツ宮３番地７、破産手続開始決定時の住所さいたま市西区大字二ツ宮406番地
破産者　葩島　静枝
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１１号
埼玉県桶川市大字坂田976番地の１
破産者　有限会社マルワ印刷社
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０２３号
東京都中央区日本橋室町４丁目２番10号
破産者　バイオ・エコ・ソリューション株式会社
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部